

鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11~12	新築工事現場の2F女子トイレにて、トイレブースの組立・設置作業中、トイレブースのパネルを巾300から240にカットしようと、片側は受け材の上に置き、もう片方を子方に持たせて丸鋸でカットしていた。カットの途中で丸鋸を修正して再開したところ、パネルを支えていた左手の位置を直すのを忘れていた為、左手が鋸歯に触れて被災した。当初受け材は2つあったが、別班に受け材を1つ貸し出した。車に予備があったが、この1枚で休憩になるので面倒がり、受け材が不足分を子方にパネルを持たせて作業を行った。鋸歯の出し代を20mmと出し過ぎていた。	61	1~9
2	13~14	3Fの平坦な床上に置いた脚立の上で、壁型枠に取り付けた栈木が10mm長かった為、当該部分を丸ノコで切ろうとした際、勢い余って左手を丸ノコで切って負傷した。不安全行動として右手に持った丸ノコの作動中に左手で安全カバーを上げている。	24	1~9
3	11~12	資材置場において型枠の加工をしているとき、高さ80cmの整板台の上で電動ノコギリ（固定）で20cm×20cm×12mmの板を切っていたところ、切り離れた部分が飛んでしまい、その勢いで左手にノコギリが触れてしまい、左手中指を受傷した。	27	10~29
3	16~17	ベビーサンダーを使い階段の溝の高さを下げる作業をしていた際、刃が跳ね返ってしまい左手首を切った。	46	1~9
3	11~12	改修工事の現場において、側溝の建て込んだ型枠の天端の切断作業中、電動サンダーの木用刃がベニヤの板に食い込んで弾かれ足元に飛び、右足内くるぶしの下を安全靴を通して裂傷し、止血後に救急搬送された。	41	1~9
		会社資材置場で片付けの為の箱を作るにあたり、台1個でベニヤを割る時に鋸刃に触		1

3	8~9	れて受傷した。	43	~ 9
4	13~ 14	浄化センター耐震補強工事中、脚立に上がって（高さ600）天井下地の計量鉄骨撤去作業をしている時、切断用のベビーサンダーが反動で跳ね返って頸に当たり、前頸部を負傷した。	38	~ 9
4	13~ 14	環境プラントにて衣類積み込み作業中、トラック荷台にて衣類のフレコン（トンブク口）を積むためにユニックで載せる作業をしている最中、フレコン（トンブク口）が当たり、荷台から転落して負傷した。	29	~ 9
4	14~ 15	建物解体工事現場にてコンクリート土間に手持式のエアカッターにて深さ90mmのエアカッター入れ作業を右足の膝を土間につけ、片膝立ちの体勢で行っていた所、何らかの原因で、エアカッターがはね上がり、その反動でカッターの回転部が右足の膝上に当たり負傷した。	38	~ 29
4	11~ 12	会社内倉庫にて木に溝を掘るため、昇降盤を作動させていたところ、ノコによって木が跳ねて、木の先端を押さえていた左手が勢いで機械に当たり負傷した（左手親指・人差し指・中指）。	64	~ 9
6	13~ 14	軽量鉄骨解体工事の現場で、基礎が深いのでよじ登り、飛び越えて立ち上がった時、杭に付いているボルトの鉄の破片に引っ掛かり損傷した。	28	~ 9
6	18~ 19	新築工事（元請工事）にて使用する材料（木材）を自社工場内で自動手押しカンナを使用して加工中、右手が回転する刃の部分に当たり、右手指3本を負傷した。すぐに救急車で病院へ搬送された。	45	~ 9
6	11~ 12	当日現場作業がなかった為、加工場を借りて、今後現場で使用されると思われる木製の作業台を製作していた。使用していた釘打ち機で、重ね合う木材の位置を誤り、裏に添えていた左中指に釘を刺してしまった。	21	~ 29
7	10~11	建物内部でコンクリートの壁をエアカッターでカットする作業中、後ろに気配を感じて振り向いた際、誤ってエアカッターのハンドルから右手が離れ、左手だけでエアカッターを支える状態となった。このとき、エアカッターの刃が右手首に当た	38	~ 9

		り、受傷した。		
7	11~12	工事現場にて作業中、エアー釘打ち機を取る際、ホースが引っかかり、エアガンが手元から離れ、再度キャッチする時に誤ってヒザに釘を打ってしまった。	62	1 ~ 9
7	10~ 11	4階デッキスラブ上で床スリーブ取付を行う作業において、デッキプレートの波型に合わせてボイド管を床に置き、ベビーサンダーを使用して加工していた際、デッキ床面がぬれていたこともあり、押さえていた左手のスリーブがすべり、サンダーの刃が左手人差指に当たり、切創した。（原因）短いボイド管を手に持ち、サンダーを使用してボイド管を加工したこと。波型のデッキプレート上という不安定な場所で作業を行ったこと。	42	10 ~ 29
7	16~ 17	自社作業場にて、サンダー工具を直径50mmのビニール管を使い点検操作時、刃が引っ掛かりはねた際、左手首に当たり切傷したものである。	66	—
7	15~ 16	保育園改築工事の木造本堂解体作業において、屋根部の垂木をチェーンソーにて切断を行ったと同時に手前に引いたとき、手元がゆるみ、右足の甲を切った。	36	1 ~ 9
7	11~ 12	パズルパーキングの柱脚部のベースプレート固定用のアンカーボルトの余長部を、ベビーサンダーにて切断中、ベビーサンダーが弾き、作業服のズボンを巻き込み、左足ふくらはぎ外側を約10cm損傷した。	32	10 ~ 29
9	11~ 12	コンクリート打設中に支保工（パイプサポート）に番線が掛かっており、作業の邪魔だったので取り外そうとした際に、番線が跳ね上がり先端が左目に刺さり被災した。	50	1 ~ 9
10	11~ 12	新築建物工事現場で基礎型枠の脱型作業中、柱脚型枠を脱型する為、掘削部をまたぐ際に体勢を崩し、基礎の差筋（異形鉄筋棒D10）にあごを刺した。当時、台風の過ぎた後で、足元の状態があまり良くなかった。	19	1 ~ 9
10	10~ 11	6階にて壁パネルを7階へ荷上げ作業を行っていた。7階の作業員が持ち上げた際、端部の栈木にささくれがあり6階作業員の右手親指と人差し指の間に約1cmのささくれが刺さった。	23	10 ~ 29

10	13～ 14	2期新築工事現場において、分電盤の電線をカッターナイフで切断するため斜めに刃を入れ強く切った際、カッターナイフが滑り左手人差し指を切傷した。	23	1 ～ 9
10	12～ 13	配筋及び型枠の基礎工事において、スリーブ施工中、ボイド管切断のためサンダーを使用していたところ、右手に持ったサンダーがはじかれた拍子に左手に当たり、中指第一関節より先と人差し指を開放骨折した。	22	1 ～ 9
10	12～ 13	1F電気室土間コンクリート及び立ち上りコンクリートを打設中、立ち上り天を鏝で均し中、腰壁型枠固定用栈木に足元が引っ掛かり土間差筋（差筋養生用キャップ）に左側喉元に接触し左首元を負傷。	54	30 ～ 49
11	10～ 11	11階床の上で、6尺の脚立の3段目に上がり、柱に梁底を乗せて、エアードリルで止める時に、左手でラジエーターを持ってベニヤの面を合わせて、右手でガンを持って、釘を止める時に、柱の枠に右肘が当たり、その反動で滑り、左手首にガンが当たり、引き金を引いた。	45	1 ～ 9
11	11～ 12	2Fベランダの防水加工工事中、左足を前に右足の片膝をついた体勢でサンダーを使い床を研磨していた為、エアコンの架台にあたって跳ね返った刃が左足首と膝の間にあたり裂傷した。	34	1 ～ 9
11	15～ 16	作業所内で午後から通常させていない作業で被災者が型枠をサンダーで切断している時、サンダーがはね返り、刃（ノコギリ刃）が被災者の左足膝上の太腿部あたりに接触し受傷した。	29	10 ～ 29
12	17～18	鉄工所において、鉄パイプの内側をサンダー掛けする際、持ち手を変えるときに内側の壁に当たり、はね返ったときに右手親指を負傷した。	64	1 ～ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)